外国人介護人材受入促進事業

本事業は、海外において日本の介護をPRすること等により、介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保することを目的とする。

補助率 定額補助 実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 現地説明会等を通じた情報発信

▶介護分野の特定技能外国人の送り出し国で現地説明会を開催し、介護の就労希望者等に対し、 日本の介護に関する情報(※)を広く提供する。

※例;日本語の介護の仕事内容、日本の介護の特徴(自立支援の考え方等)、 日本の介護現場で就労する外国人材の様子、日本で就労するために必要な情報の収集方法、 介護の日本語の学習方法、特定技能制度の概要、介護技能評価試験や介護日本語評価試験の概要 など

→現地メディア等の広報媒体を利用して、介護の就労希望者等に対し、 効果的な情報発信を行う。

2. WEBやSNSを利用した情報発信

→外国人介護人材の受入促進を目的としたWEBサイトの開発・運用、 SNSを利用した情報発信

(令和3年度拡充内容)

今後の特定技能の送り出し対象国の拡充を見込んで、情報発信を行う対象国を増やす。



